

7 集落法人の税務と労災保険 早見表 ～構成員への”労働の対価”支払方法による違い～

区分	法人形態	支払方法	税 務									労 災 保 険			労働基準法
			法人の分類	法人側					構成員・その他			加入区分	法人側の処理	構成員・その他の処理	法人側の対応
				法人税	復興特別法人税	法人事業税		地方法人特別税	消費税 本則課税選択時	その他	所得税				
農 業☆	農業以外	損金算入 税率軽減	損金算入	非課税	税率軽減	損金算入	課税仕入	—	事業所得 (農業所得)	課税売上	特別加入 (任意加入)	—	構成員が 加入・負担	—	
構 成 員	農事組合法人	事業従事 分置配当	協同組合等	◆算入の事業年度 ・ 配当の計算対象の事業年度 ◆税率 ・ 一律19% (所得年800万円以下は特例で15%) ※平成24年4月1日以前は、一律22% (特例18%)	◆税率 ・ 法人税額×10% ※平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用	◆税率 【所得】 ・ 年400万円超 ⇒3.6% ・ 年400万円以下 ⇒2.7%	◆税率 ・ 法人事業税額 ×81%	—	◆申告年度 ・ 総会で配当が承認された事業年度(配当の計算対象事業年度の翌年) ◆所得控除 ・ 青色申告特別控除(10万円～65万円)あり	—	◆区分 ①特定農作業従事者として加入 もしくは ②指定農業機械作業従事者として加入	—	◆手続き ・ 労働保険事務組合へ事務処理委託 ◆保険料 ①の場合 給付基礎日額×365日×9/1,000 ②の場合 給付基礎日額×365日×5/1,000 ※給付基礎日額複数のランクから選択 ◆補償内容 ・ 療養、休業、障害、遺族、葬祭料、傷病、介護	—	
		確定給与	普通法人	◆税率 【所得】 ・ 年800万円超 ⇒25.5% ・ 年800万円以下 ⇒19% (特例15%) ※平成24年4月1日以前は、800万円超は30%、800万円以下は22% (特例18%)	◆税率 ・ 法人税額×10% ※平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用	◆税率 【所得】 ・ 年800万円超 ⇒5.3% ・ 年400万円超800万円以下 ⇒4.0% ・ 年400万円以下 ⇒2.7%	◆税率 ・ 法人事業税額 ×81%	◆所得控除 ・ 給与所得控除あり 【所得】 ・ 年360万円超660万円以下 ⇒収入金額×20% +540,000円 ・ 年180万円超360万円以下 ⇒収入金額×30% +180,000円 ・ 年180万円以下 ⇒収入金額×40% ・ 年65万円未満 ⇒65万円	—	◆対象 ・ 労働者(業務執行権のある役員以外の構成員) (役員) ・ 代表理事 ⇒特別加入(中小企業主等) ・ その他理事 ⇒業務執行権のある理事は特別加入(中小企業主等)個別に判断	◆手続き ・ 労働基準監督署で事務処理★ ◆保険料 ・ 農業⇒総賃金の12/1,000 (役員 特別加入) ・ 労働保険事務組合へ事務処理委託 ・ 保険料 給付基礎日額×365日×12/1,000 ※給付基礎日額複数のランクから選択 ◆補償内容 ・ 療養、休業、障害、遺族、葬祭料、傷病、介護	—	準用		
	株式会社 合同会社 合名会社	普通法人	◆税率 【所得】 ・ 年800万円超 ⇒5.3% ・ 年400万円超800万円以下 ⇒4.0% ・ 年400万円以下 ⇒2.7%	◆税率 ・ 法人事業税額 ×81%	◆税率 【所得】 ・ 年800万円超 ⇒5.3% ・ 年400万円超800万円以下 ⇒4.0% ・ 年400万円以下 ⇒2.7%	◆税率 ・ 法人事業税額 ×81%	◆所得控除 ・ 給与所得控除あり 【所得】 ・ 年360万円超660万円以下 ⇒収入金額×20% +540,000円 ・ 年180万円超360万円以下 ⇒収入金額×30% +180,000円 ・ 年180万円以下 ⇒収入金額×40% ・ 年65万円未満 ⇒65万円	—	◆対象 ・ 労働者(業務執行権のある役員以外の構成員) (役員) ・ 代表理事 ⇒特別加入(中小企業主等) ・ その他理事 ⇒業務執行権のある理事は特別加入(中小企業主等)個別に判断	◆手続き ・ 労働基準監督署で事務処理★ ◆保険料 ・ 農業⇒総賃金の12/1,000 (役員 特別加入) ・ 労働保険事務組合へ事務処理委託 ・ 保険料 給付基礎日額×365日×12/1,000 ※給付基礎日額複数のランクから選択 ◆補償内容 ・ 療養、休業、障害、遺族、葬祭料、傷病、介護	—	準用			
そ の 他		確定給与	—	—	—	—	—	非課税仕入れ	給与所得の源泉徴収事務	給与所得	—	一般加入 (強制加入)	法人が 加入・負担	—	準用

☆法人事業税の農業での非課税措置⇒農業生産法人である農事組合法人への優遇措置
 ★役員の特例加入を行う場合⇒構成員の一般加入についても労働保険事務組合へ事務処理委託
 ※労災保険 特別加入(指定農作業従事者、指定農業機械作業従事者、中小事業主等)の給付基礎日額⇒13のランク(3,500円～20,000円)
 ※税率は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるものを掲載